



～大阪府内では自転車利用者が加害者となる事故が多発～

自転車利用者の **交通ルール無視** や **マナーの悪さ** から、
歩行者等にケガを負わせる、または死亡させるなどの大きな事故が増加傾向にあります。
自転車で事故をおこすと、加害者として民事・刑事の二つの責任を問われます。
例えば…

～歩道を歩いていた

歩行者に自転車が衝突～

（事故の内容）（大阪地裁平成19年7月判決）
加害者A君（15歳）が夕暮れ時に歩道を黒灯りで自転車を運転中、交差点の信号が青色であることに気が取られ、前方から歩いてくる被害者Bさん（62歳）に直前まで気が付かず、正面衝突しました。Bさんは倒れ、頭部を強打（脳脊出血）し、数日後に亡くなりました。

～裁判の結果～

原告は、加害者A君とその保護者を相手取り、3,000万円の精神賠償金と保護者の監督義務違反を求める訴訟を起こしました。裁判所は、保護者の監督義務違反は認めませんでしたが、事故の発生については、A君の過失を認め、A君側は**3,000万円**を原告に支払うことになりました。

自転車事故にあわないため、おこさないために
交通ルールをしっかり守りましょう！

自転車安全利用

五則

めでせ/
自転車マナ
アップ！

を守ろう！



2 車道は左側を通行



後方からくる車に注意！
道路（車道）の左端を通行しましょう！

4 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



1 自転車は、車道が原則、歩道は例外



この標識のある歩道では自転車も通行することができます。



▲「自転車及び歩行者専用」の標識

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



自転車は歩道の車道よりをゆっくり走りましょう。



5 子どもはヘルメットを着用

保護者は

○13才未満の子どもが自転車を運転する場合

○6才未満の子どもを自転車に同乗させる場合

は、ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。



自転車の安全利用に努めましょう！